

4 食品産業等の動向と競争力の強化に向けた取組

(1) 食品産業等の動向

① 食品産業の概要

管内の食品産業の全国シェアは、食品製造業（出荷額）、飲食料品卸売業（販売額）、飲食料品小売業（販売額）とも4割を占める。

食品製造業・食品流通業・外食産業からなる食品産業は、農水産物の加工・流通・消費に至る一連の食品供給の流れ（フードシステム）の中で、食料の安定供給や食生活の多様化・高度化を支えるという点で、生産部門である農水産業と並んで重要な役割を担っている。

管内の食品産業が全国に占める割合は、食品製造業の出荷額が約12兆円で36.8%、飲食料品卸売業（農畜産物、水産物卸売業を含む。）、飲食料品小売業の販売額がそれぞれ約31兆円で41.3%、約16兆円で38.6%となっている。

また、管内の全製造業に占める食品製造業の出荷額の割合は10.5%、飲食料品卸売業、飲食料品小売業の販売額がそれぞれ14.5%、30.0%となっている（表 I-4-1）。

表 I-4-1 管内の食品産業の概況

（単位：10億円）

	全 国 (A)	管 内 (B)	シェア (%)
			(B) / (A)
食品製造業出荷額	32,270 (10.2)	11,872 (10.5)	36.8
全製造業出荷額	314,835 (100.0)	112,865 (100.0)	35.8
飲食料品卸売業販売額	75,649 (18.3)	31,270 (14.5)	41.3
全卸売業販売額	413,532 (100.0)	216,305 (100.0)	52.3
飲食料品小売業販売額	40,813 (30.3)	15,751 (30.0)	38.6
全小売業販売額	134,705 (100.0)	52,466 (100.0)	38.9

資料：食品製造業出荷額は経済産業省「工業統計表」（平成18年）。飲食料品卸売業販売額及び飲食料品小売業販売額は、経済産業省「商業統計表」（平成19年）。

注：1) 食品製造業＝食料品製造業＋飲料・たばこ・飼料製造業

2) 製造業は従業者4人以上の事業所

② 流通・小売業の効率化

食品の流通部門は、世帯構造の変化に伴う販売単位の小口化、^{なかしよく}中食、簡便な食材の需要の増加、インターネットを活用した販売など販売業態の多様化が進んでいる。このような状況なかで、食品の流通部門は、消費者の食に対する安全・安心への関心の高まりも踏まえ、鮮度保持機能の向上を目指した流通機能の高度化を進めるとともに、POSシステムの導入など情報ネットワークの活用等による流通の効率化を図りコスト低減に努める必要がある。

そこで、関東農政局では、食品にかかる流通構造の合理化と流通機能の高度化を図ることを目的とした「食品流通構造改善促進法」に基づき、食品販売業者等が策定した保管・販売施設等の整備に関する食品構造改善計画の認定を行っている。認定された食品販売業

第2部 関東食料・農業・農村の動向

者等は、計画に基づく施設等の整備を行う場合に、(株)日本政策金融公庫からの低利子融資、(財)食品流通構造改善促進機構を通じたリース方式による機材の導入支援を受けることができる。

20年度における構造改善事業計画の認定は8件（計画の変更認定を含む）であった。具体的には、食品販売事業者が農事組合法人と野菜の長期安定的な契約提携を行い、野菜処理加工施設の整備、産地から輸送、保管、加工、販売まで一貫した温度管理を徹底するなどの構造改善計画を認定した。

③ 食品産業の組織化

食品産業の大部分を占める中小企業は、規模が小さく技術力や信用力が低いことなどにより、取引や資金の調達等において不利な立場になる場合が多い。そこで、中小企業者が相互扶助の精神に基づき、組織化して協同で経済事業を行うことにより、これら諸問題の解決につなげている。

中小企業者の組織化を図る手段として、「中小企業等協同組合法」や「中小企業団体の組織に関する法律」があり、関東農政局では事業協同組合等の設立認可、運営指導を行っている。

21年3月末現在、関東農政局認可の事業協同組合等の数は、428組合となっている（表I-4-2）。

表 I-4-2 関東農政局認可事業協同組合等の概況（平成21年3月末現在）

	事業協 同組合	商工 組合	協業 組合	合計	内 訳
農林水産業	11	—	—	11	林業、造園業、林産燃料等
製造業	35	4	—	39	食料品37、材木・木製品2
卸・小売業	147	1	—	148	農畜水産物80、飲食店14、食料・飲料24、 その他30
サービス業	4	—	1	5	貸植木鉢業、遊漁船業等
その他	225	—	—	225	異業種組合等（情報、国際交流、経営）
合計	422	5	1	428	

資料：関東農政局調べ

注：「事業協同組合」とは中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るために設立される組合であり、「商工組合」は業界全体の発展を図ることを目的とするもの、「協業組合」は参加する中小企業の事業を統合することを目的として設立される組合である。

(2) 卸売市場流通の課題と取組方向

① 卸売市場の概要

卸売市場の取扱高は全国の4割を占める。

我が国総人口の38%が集中する管内は、首都圏を中心とした食料品の消費地であることから、多種多様な食料品流通システムが形成されている。生鮮食料品等の流通拠点を担う卸売市場についてみると、中央卸売市場が22市場(全国市場数の28%、平成20年4月1日現在)、地方卸売市場が299市場(同24%、19年4月1日現在)ある。また14年度との比較では中央卸売市場数は2市場、地方卸売市場数は26市場減少している(表I-4-3)。

表 I-4-3 卸売市場の種類と設置数

区分	年度	中央卸売市場	地方卸売市場							合計	
			総合市場		青果市場	水産物		食肉市場	花き市場		小計
			青果水産	その他		消費地市場	産地市場				
管内	14	24	25	16	163	17	54	6	44	325	349
	19	22	25	17	143	16	54	6	38	299	321
全国	14	86	119	50	509	175	337	24	137	1,351	1,437
	19	79	111	50	440	155	334	22	125	1,237	1,316

資料：農林水産省「地方卸売市場実態調査」

注：管内の市場数については、中央卸売市場数は20年4月1日及び15年4月1日現在、
地方卸売市場数は19年4月1日及び14年4月1日現在

18年度における管内卸売市場の全国に占める取扱金額の割合は、中央及び地方卸売市場とも4割を占め、その価格形成において重要な役割を果たしている。特に中央卸売市場の食肉及び花きについては、58%、67%と、ともに過半数を占めている。13年度との比較では中央卸売市場で95%、地方市場で90%とそれぞれ取扱い金額は減少している(表I-4-4)。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

表 I-4-4 卸売市場の取扱実績（平成18年度）

（単位：億円、％）

	年度		青果	水産物	食肉	花き	合計
中央	13	管内	8,110	9,577	1,029	1,015	19,731
		全国	21,565	25,869	1,841	1,556	50,831
		比率	37.6%	37.0%	55.9%	65.2%	38.8%
	18	管内	7,968	8,284	1,436	1,043	18,731
		全国	20,685	21,779	2,477	1,551	46,492
		比率	38.5%	38.0%	58.0%	67.2%	40.3%
地方	13	管内	6,508	3,364	526	897	11,295
		全国	14,633	10,359	1,390	3,319	29,701
		比率	44.5%	32.5%	37.8%	27.0%	38.0%
	18	管内	6,083	2,725	525	802	10,135
		全国	13,957	8,657	1,247	2,971	26,832
		比率	43.6%	31.5%	42.1%	27.0%	37.8%
合計	13	管内	14,618	12,941	1,555	1,912	31,026
		全国	36,198	36,228	3,231	4,875	80,532
		比率	40.4%	35.7%	48.1%	39.2%	38.5%
	18	管内	14,051	11,009	1,961	1,845	28,866
		全国	34,642	30,436	3,724	4,522	73,324
		比率	40.6%	36.2%	52.7%	40.8%	39.4%

資料：農林水産省「卸売市場データ集」及び「地方卸売市場実態調査」

注：1）中央は中央卸売市場、地方は地方卸売市場。

2）水産物については産地市場を除く。

② 卸売市場の整備

中央卸売市場の流通機能の強化及び市場再編整備を推進する。

我が国では、多種類・多品種の農林水産物が各地で生産されており、これらを効率的、かつ確実に全国の消費者まで流通させるうえで、卸売市場流通は基幹的な役割を果たしている。そして、今後、卸売市場にかかわる流通の多様化、広域化及び情報化が進展するなか、卸売市場の機能高度化や再編を進めて、生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」、「効率的」な流通システムに転換を図ることが必要となっている。

管内では、「第8次中央卸売市場整備計画」（平成17年3月農林水産大臣公表）に基づき、20年度の「強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備対策）」を活用して3市場で整備を行った。

整備内容として、東京都中央卸売市場大田市場では、近年の青果物流通における大口取引や大型車両の搬入出の増加に対応するため、大屋根付き積込場の整備を行った。これにより、分荷・配送機能の充実と大型車両の利便性向上が得られ、豊富な荷揃えと市場競争力の強化が図られた。また、東京都中央卸売市場と横浜市中心卸売市場の食肉市場では、牛海面状脳症(BSE)防止に関するピッシング（注1）中止対策のために、昨年度に引き続き、大動物解体関連施設の増改築を実施したことから、管内の食肉市場でのピッシングは20年度末をもって中止された。

「中央卸売市場再編基準」（注2）が設けられたことを受けて、19年4月に地方卸売市場へ転換した川崎市中心卸売市場南部市場では、市場関係者の合意のもと、取扱部類の青果・花きに関して市場内施設の効率的な再配置と品質管理高度化施設の整備を行った。鮮度と品揃えのよい供給システムを充実させることにより、集荷力の向上や新規需要者の確

保に繋げ特色のある卸売市場づくりに取り組んでいる。

(注1) ピッシング

と殺の際、と殺銃で牛の額を撃ち失神させた後、頭部からワイヤ状の器具を挿入して脳及び脊髄^{せきずい}の神経組織を破壊する方法。その際、破壊された脳、脊髄組織が血液循環を介して枝肉等を汚染する可能性が指摘されており、厚生労働省は、BSE対策上、早期のピッシング中止を指導している。

(注2) 「中央卸売市場再編基準」

「第8次卸売市場整備基本方針」(平成16年10月農林水産大臣公表)及び「第8次中央卸売市場整備計画」(平成17年3月公表)において、新たに卸売市場の配置目標として、取扱量が一定規模未満等の指標に該当する中央卸売市場を地方卸売市場へ転換することなどを定めた「中央卸売市場再編基準」が設けられた。

③ 卸売市場流通における取組

中央卸売市場における商物分離直接流通の取組が増える。

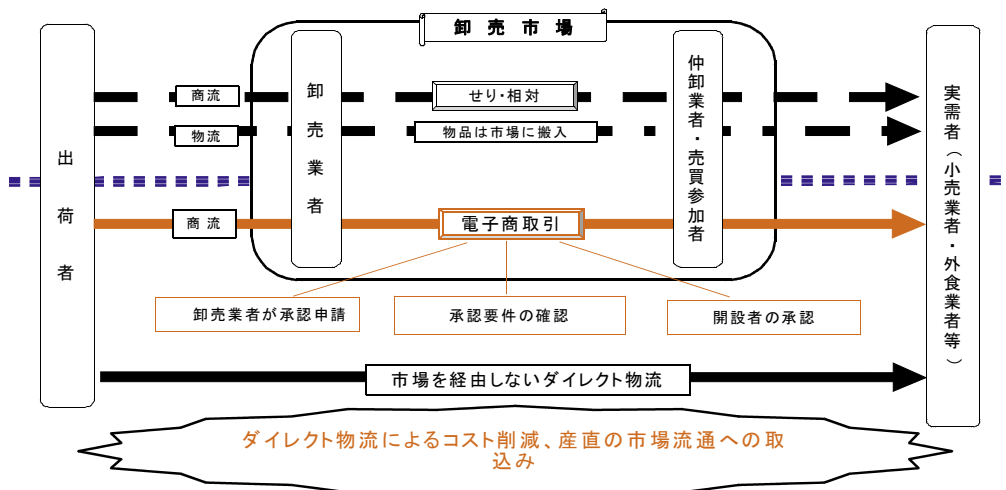
これまで中央卸売市場の取引では商物一致規制(注)による流通が原則であったが、IT技術の進展等により電子情報技術を活用した取引が拡大していることを踏まえ、16年の卸売市場法の改正により一定の規格性や貯蔵性のある物品の取引に関して商物一致規制が緩和された(図I-4-1)。これに対し、中央卸売市場においては、電子商取引の導入による直接流通の試みを進め、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務に係る経費等の市場流通コストの削減に取り組んでいる(表I-4-5)。

(注) 商物一致規制

16年の卸売市場法改正前は、旧法第39条(市場外にある物品の卸売の禁止)により、中央卸売市場における取引では、品質・規格の統一しにくい生鮮食料品の適切な価格の形成を図るため、市場に現物を搬入して取引を行うことを原則としていた。

法改正により、市場流通の効率化を進めるため、一定の規格性のある商品については開設者の承認を受けて適切な価格形成上支障がない形でインターネットを活用した電子商取引を行う場合には、商物分離規制の例外となった。

図 I-4-1 電子商取引による商物分離直接流通の概念



資料:「商物分離直接流通成果重視事業(電子商取引導入推進検討事業)報告書」
(財)食品流通構造改善促進機構

第2部 関東食料・農業・農村の動向

表 I-4-5 管内中央卸売市場における商物分離直接流通の取組事例

実施者（実施市場名）	取組内容
横浜青果物商物分離直接流通協議会 （横浜市中央卸売市場本場青果部）	電子商取引システムを介し、広域に店舗をもつ小売業者からの青果物発注情報を関係する仲卸・売買参加人、卸売業者、出荷団体（北海道等）へ伝送するとともに、卸売業者からの発注情報に基づき、出荷団体が低温管理された物流センター、加工施設へ直接納品することにより、市場内で多段階に行っていた個別の入出荷、ピッキング等業務を集約し、一括大量処理可能な体制を実証。
豊島市場青果物流通効率化協議会 （東京都中央卸売市場豊島市場青果部）	加工業務用需要に対応するため、卸売業者が主体となって需要者（北海道）の求める青果物の産地（鹿児島他）を開発して周年供給体制を整えるため、産地の定温施設の活用や大型車の利用システムを実証。中間流通での取引費用の低減化、物流コストの一層の削減を目指す。

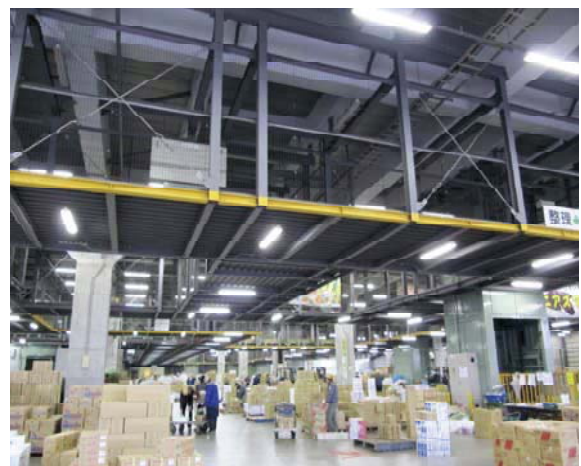
資料：「商物分離直接流通成果重視事業（電子商取引導入推進検討事業）報告書」
（財）食品流通構造改善促進機構

④ 地方卸売市場における高機能化の取組

地方卸売市場の高機能化を図り競争力を強化

全国で約1,200の地方卸売市場は、卸売場面積2,000㎡以下が7割、年間取引高50億円以下が8割を占めるなど弱小な市場が大半であり、近年の市場経営の悪化により市場の機能低下が顕在化している。

こうしたなか、民設・民営地方卸売市場の「東京都国立地方卸売市場」^{くにたち}（卸売業者：東京多摩青果株式会社（東京都国立市））は、同社系列の3市場のうち2市場を統合して18年11月に最新の施設を整備（卸売場面積11,908㎡）して、競争力強化を図った。同市場では、自動搬送コンベアシステムや立体自動冷蔵庫による場内物流管理の高度化をはじめ、荷卸し作業の24時間受入による荷受作業の平準化と産地の利便性を確保した。また、周辺5市との青果物応援協定を締結するなど、地域の拠点市場の役割を担っている。



東京都国立地方卸売市場の卸売場
（天井部の中2階には自動搬送コンベアシステムを整備）

(3) 食品産業における環境対策の推進

我が国は、地球温暖化防止を目指す京都議定書において、2008～2012年までに1990年比で6%の温室効果ガスの削減を約束したところであるが、17年2月の発効を受けて、その確実な達成に向け、省エネルギーや新エネルギー導入等による温室効果ガス排出削減を推進するための「京都議定書目標達成計画」を17年4月に策定（20年3月全面改定）した。この計画を受け、農林水産省では、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進するための「農林水産省地球温暖化総合戦略」を19年6月に策定した。

このような状況のもと、食品産業においては、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物及び容器包装廃棄物の減量化、再資源化等の環境に配慮した一層の取組が求められており、「21世紀新農政2008」（20年5月食料・農業・農村政策推進本部決定）では、環境・資源対策として、農林水産分野における地球温暖化対策の強化及びバイオマスの利活用の加速化を行うこととしている。

我が国の廃棄物の発生状況についてみると、一般廃棄物（生活系・事業系ごみ）は、約5,200万トン（18年度）、産業廃棄物は約4億1,900万トン（18年度）で、依然として高水準で推移している（いずれも環境省調べ）。このため、環境負荷を低減し循環型社会を形成していくためにも食品産業においては、食品製造と流通過程で大量に発生している食品や容器包装等の廃棄物処理への対応が課題となっている。その対応策として「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が13年5月に、「容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が12年4月から完全施行された。

① 食品産業分野における地球温暖化対策

地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や省CO₂効果の「見える化」を検討

政府では、食品産業（食品製造業、食品流通業及び外食産業）団体に対して、環境自主行動計画の策定を勧めており、現在、食品産業の19団体・20業種が策定している。策定された計画については、毎年度、進捗状況を評価するなどのフォローアップを実施している。

また、20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」の中で、国全体を低炭素化に動かす仕組みとして提言された、温室効果ガスの削減や省CO₂効果の「見える化」について、農林水産省では、農林水産分野における省CO₂効果の表示を進めるための検討が行われ、21年4月に「農林水産分野における省CO₂効果の表示の指針」を公表した。

20年5月には省エネルギーを一層進めるため、「エネルギー使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正され、現行の工場単位から22年度には、企業（事業者）単位の総合的エネルギー管理義務に移行することとなった。このため、関東農政局では、食品工場への訪問調査や資料配布等による事業者に対する省エネ法の改正内容等にかかる普及・啓発を行った。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

② 食品廃棄物及び容器包装廃棄物のリサイクル

循環型社会の形成に向けて、食品廃棄物と容器包装廃棄物のリサイクルを推進

ア 食品廃棄物のリサイクルの現状

食品廃棄物等は、食品の製造・流通段階における加工残さや売れ残り、外食産業における食べ残し等として食品関連事業者から年間約1,100万トン発生している（注1）。また、家庭における食べ残し等によって大量に発生しており、家庭から出るごみが1年間で約3,320万トンであり、このうちの3分の1が食品由来のごみ（注2）となっている。

食品廃棄物は、肥飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、大量に廃棄される一方で、最終処分場の残余容量のひっ迫等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。このような状況の中で、消費者、事業者、国及び地方公共団体等食品廃棄物にかかわる者が一体となって、食品廃棄物等の発生の抑制、再生利用、減量等に努めていく必要がある。

このため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が、食品廃棄物の排出の抑制・再生利用等を目的として12年6月に制定（13年5月施行）された。その後、食品産業全体の再生利用等は着実に向上しているものの、食品小売業や外食産業では多種多様な食品廃棄物等が少量かつ分散して発生すること、性状・品質が不均一で異物混入のリスクが高いことから、依然として十分に再生利用等がなされていないことが実態調査（注1）の中で明らかとなった。このため、19年12月に同法が一部改正され、単年度における食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者（注3）に対し食品廃棄物等の発生量と食品循環資源の再生利用等の状況についての定期報告が義務付けられた。

また、より一層の循環型社会の形成を図るため、食品廃棄物の発生者の食品関連事業者、リサイクルを実施するリサイクル業者、リサイクル製品を利用する農林漁業者の3者が連携して、「再生利用事業計画（食品廃棄物由来の肥飼料で生産された農畜水産物を食品関連事業者が引き取る。いわゆる食品リサイクルループ）」を策定し、同計画を主務大臣が認定することにより、計画的な再生利用の実施を確保することとした。

我が国では食用に向けられるもののうち、5～10%程度の約500～900万トンが、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている（いわゆる「食品ロス」）と推計（注4）されている。このため、農林水産省では、20年8月に「食品ロスの削減に向けた検討会」を設け、同年12月に報告書「食品ロスの現状とその削減に向けた対応方向について」を公表した。同報告書では、食品ロス削減に向けて実態把握や削減目標の明確化や具体的な行動計画を策定すること、食材を無駄にしないこと等食品企業や消費者が取り組むべき課題と対応方向が示された。

（注1）農林水産省統計部「平成19年食品循環資源の再生利用等実態調査の結果の概要」

（注2）環境省調べ

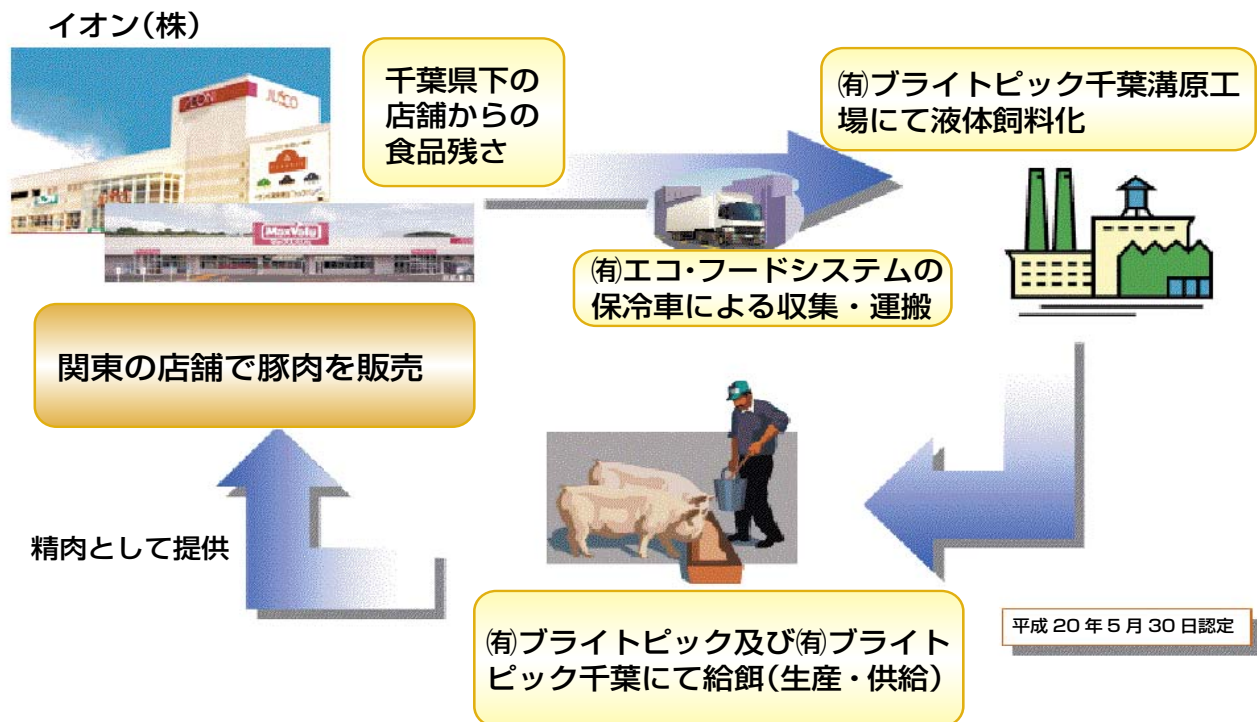
（注3）食品関連事業者とは、食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者、又は飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者をいう。

（注4）農林水産省総合食料局推計（17年度データ）

事例：食品リサイクルループへの取組

関東管内では、イオン(株)とブライトピックグループから千葉県での「再生利用事業計画(食品リサイクルループ)」の認定申請があり、改正食品リサイクル法に基づく第1号の認定(20年5月30日)となった。

その計画は、イオン(株)が、千葉県下で経営するジャスコ(17店舗)とマックスバリュ(8店舗)の店舗で発生する食品残さを、(有)ブライトピック千葉で液体飼料化(リキッド・フィーディング)し、この飼料で肥育した豚肉をジャスコ及びマックスバリュで販売するものである。



(注) 社名は認定時のもの。

イ 容器包装廃棄物のリサイクルの現状

「容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)は、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集等の措置を講じることなどにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることなどを目的として、7年に制定され、12年4月から完全施行された。同法では、事業者^{リデュース}に再商品化を義務付けている。その後、国、地方自治体、事業者、消費者等^{リユース}のすべての関係者の協働のもと、容器包装廃棄物の3R[発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)]^{リサイクル}の効果的な推進等^{リサイクル}を図るため、18年6月に同法が一部改正された。同改正では、①排出抑制のために、小売業に用いる容器包装の使用量が50トン以上の業者について、容器包装の使用量等の定期報告の義務化、②分別基準適合物の質的向上を促進するために、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、③再商品化義務を履行しない事業者(いわゆる「ただ乗り事業者」)への罰則強化等が盛り込まれた。